

第29回 大阪市人権施策推進審議会 会議録

1 日 時 平成26年12月19日(金) 午前10時～12時

2 場 所 大阪市役所本庁舎 7階 P1会議室

3 出席者 大阪市人権施策推進審議会委員

	大前 藍子
	金沢 一博
(会長)	川崎 裕子
	杉村 幸太郎
	武田 勝
(会長代理)	中井 伊都子
	永井 啓介
	宮本 雄一郎
	村木 真紀
	森 実
市民局理事	梶本 武史
市民局ダイバーシティ推進室長	平澤 宏子
市民局ダイバーシティ推進室人権企画課長	馬場 正和
市民局ダイバーシティ推進室多文化共生担当課長	今井 信男
市民局ダイバーシティ推進室共生社会づくり支援担当課長	柿木 敏也
大阪市人権啓発・相談センター所長	藪中 昭二
大阪市人権啓発・相談センター相談担当課長	中川 淳一
市民局ダイバーシティ推進室人権企画課長代理	津村 浩司
大阪市人権啓発・相談センター副所長	濱崎 聡
市民局ダイバーシティ推進室人権企画課担当係長	中井 正徳

4 議題

- (1) 会長の選任及び会長代理の指名について
- (2) 「憎悪表現(ヘイトスピーチ)」に対する大阪市としてとるべき方策の検討について
- (3) 大阪市人権行政推進計画に基づく取組みについて
- (4) その他人権施策に係る取組みについて

5 議事

○中井人権企画課担当係長 ただいまから第29回大阪市人権施策推進審議会を開催します。
私は、本日の司会を担当します人権企画課担当係長の中井です。

それでは、議事に入る前に、本日の資料についてご案内いたします。1枚目に第29回大阪市人権施策審議会次第、2枚目に配席図、3枚目に委員の名簿、4枚目は資料一覧に基づき、各資料をお配りしていますので、よろしくお願いいたします。

それでは、ご出席委員の紹介をさせていただきます。今回は、当審議会委員にご就任後初の審議会ですので、お一人ずつ簡単に自己紹介をお願いします。まずは大前委員、よろしくお願いいたします。

○大前委員 特定非営利活動法人大阪NPOセンターの大前と申します。こういった場は初めてで大変緊張しています。大阪NPOセンターではさまざまなNPOの中間支援をしており、これまでの現場経験の中でいろいろとお話しさせていただければと思いますので、よろしくお願いいたします。

○中井係長 ありがとうございます。続きまして、金沢委員よろしくお願いいたします。

○金沢委員 公明党の大阪市会議員の金沢でございます。どうかよろしくお願いいたします。

○中井係長 続きまして、川崎委員よろしくお願いいたします。

○川崎委員 弁護士の川崎裕子です。弁護士を始めて三十数年になります。大阪市の委員や大阪府の委員はたくさんさせていただいておりまして、この委員会も2期目でございます。よろしくお願いいたします。

○中井係長 ありがとうございます。続きまして、杉村委員よろしくお願いいたします。

○杉村委員 大阪市会議員維新の杉村幸太郎でございます。よろしくお願いいたします。

○中井係長 ありがとうございます。続きまして、武田委員お願いします。

○武田委員 積水ハウスのヒューマンリレーション室の武田と申します。社内の仕事より社外の仕事ばかりやらせていただいております。大阪市の企業人権推進協議会の副会長と公正採用人権啓発推進センターの常務理事、それから大阪同和・人権問題企業連絡会で、幹事をやらせてもらっています。人権施策推進審議会では2期目です。どうぞよろしくお願いいたします。

○中井係長 ありがとうございます。続きまして、中井委員お願いします。

○中井委員 甲南大学法学部の中井伊都子と申します。主に国際的な人権保障を勉強しております。よろしくお願いいたします。

○中井係長 ありがとうございます。続きまして、永井委員お願いします。

○永井委員 大阪市会議員、永井啓介でございます。自由民主党から出ております。よろしくお願いいたします。

○中井係長 ありがとうございます。続きまして、宮本委員お願いします。

○宮本委員 公募委員に選んでいただきました宮本雄一郎と申します。最近まで外国人児童生徒の支援を主にやってきました。一大阪市民としての感覚をこの委員会に少しでも還元できればと思っています。よろしくお願いいたします。

○中井係長 ありがとうございます。続きまして、村木委員お願いします。

○**村木委員** 私は特定非営利活動法人虹色ダイバーシティの代表、またダイバーシティ研究所の理事を務めております。一市民の立場からもどんな話し合いが行われているのか、ぜひ注目したいと思っています。よろしくお願いいたします。

○**中井係長** ありがとうございます。続きまして、森委員をお願いします。

○**森委員** 森実といいます。大阪教育大学の教員で、人権教育などの授業を担当しています。この10年間ほどは大阪多様性教育ネットワークの共同代表もやらせていただいています。文部科学省の人権教育の指導方法等のあり方に関する調査研究会議の委員もこの10年間ほどさせていただいております。よろしくお願いいたします。

○**中井係長** どうもありがとうございました。なお、本日につきましては、大阪学院大学法学部教授の有澤委員、人権教育コンサルタント業「レシプロシーズ」代表の代田委員、大阪府立大学地域保健学域教育福祉学類教授の西田委員の、3名におかれましてはご欠席のご連絡をいただいています。

続きまして、大阪市市民局の出席者をご紹介させていただきます。

(出席者紹介)

市民局を代表いたしまして、梶本理事からご挨拶を申し上げます。

○**梶本理事** 本日はご多忙の中、本審議会にご出席を賜りありがとうございます。また市会議員の皆様におかれましては、本会議の前という大変お忙しい中ご出席を賜り、ありがとうございます。委員の皆様方におかれましては、平素から本市人権行政の推進をはじめ、市政の各般にわたり格別のご協力、ご指導を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、大阪市人権施策推進審議会は、人権尊重の社会づくりに関する調査、審議を行うことを目的として、平成12年に設置された市長の諮問機関です。これまで本市の人権行政に関するさまざまな事項につきましてご意見をいただくなど、ご審議をいただいております。本日は平成26年11月1日付けの委員のご就任後、初の審議会となっておりますので、会長のご選任をお願い申し上げます。

さて、本日の議題「憎悪表現（ヘイトスピーチ）」に対する大阪市としてとるべき方策については、本年9月3日に大阪市長から当審議会への諮問があり、以降は専門委員にご参加いただいた部会を設置し、これまで精力的に検討をいただいております。また、さまざまな団体からのご要望、あるいは市民の中でも非常に関心の高いテーマでございます。表現の自由と人権の擁護という大変難しいテーマでございますが、本日は検討部会での中間とりまとめにつきましてご審議を賜りたいと存じております。

大阪市人権行政推進計画に基づく取組みが、本市が目指す一人ひとりの人権が尊重される社会の実現を目指して、より効果的で実りのあるものになりますよう委員の皆様方の積極的なご審議を重ねてお願い申し上げ、挨拶とさせていただきます。

○**中井係長** それでは、これより議事に入りたいと存じます。議事の進行については、本来、審議会の会長に担っていただくところですが、本日は就任後初めての審議会のため、まだ会長が決まっていますので、引き続き進行いたします。なお、この審議会

につきましては「大阪市人権施策推進審議会規則」及び「審議会等の設置及び運営に関する指針」に基づき、公開といたしております。また本日の議事録、議事要旨につきましては、情報公開を進めるという観点から、後日、市民局のホームページへ掲載する予定ですので、よろしくお願いいたします。

それでは、次第に従い議事を進めます。まず、議題1、会長の選任及び会長代理の指名についてです。会長の選任につきましては、大阪市人権施策推進審議会規則第2条第1項により、委員の互選により定めることとなっております。

では、委員のご意見をよろしくお願いいたします。

○**武田委員** 現在、ヘイトスピーチに対する大阪市としてのとるべき方策の検討部会の部会長をされており、また前任期において、この審議会の会長代理をされておられました川崎委員が適任ではないかと私は考えていますがいかがでしょうか。

○**中井係長** 川崎委員を会長にというご意見がございました。異議ございませんでしょうか。

それでは、本審議会の会長につきましては川崎委員にお願いすることといたします。それでは川崎会長から一言ご挨拶をいただきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

○**川崎会長** ただいま会長に選任いただきました川崎です。

現在、大阪市人権施策推進審議会は、「ヘイトスピーチに対する大阪市としてのとるべき方策について、本年9月に市長から諮問を受け、来年2月に答申を取りまとめるという重要な役割を担っています。私自身、方策検討部会の部会長として10月以降、これまでに4回の会議を進め、鋭意検討しているところです。

前任者は坂元会長ということで、大変博学な学者の先生であられますのに、私ごときが会長職を任されるという重責にいささか緊張いたしておりますが、皆様方のご経験と英知を生かして審議を深め、答申の取りまとめに全力を尽くす所存ですので、ご協力のほどよろしくお願いいたします。

○**中井係長** ありがとうございます。

では続きまして、審議会規則第2条第3項により、会長から会長代理を指名させていただきます。

○**川崎会長** 中井委員にお願いしたいと思います。

○**中井係長** ただいま川崎会長から、会長代理として中井委員に指名がありましたので、中井委員よろしくお願いいたします。

それでは、中井会長代理からも一言ご挨拶をいただきます。

○**中井会長代理** 中井伊都子です。甲南大学の教員をしております。よろしくお願いいたします。

○**中井係長** ありがとうございます。それでは、以降の議事の進行は、川崎会長お願いいたします。

○川崎会長 それでは第29回大阪市人権施策推進審議会次第に従い議事を進めてまいります。

議題2「ヘイトスピーチに対する大阪市としてとるべき方策の検討について」ですが、資料3-1をご覧ください。本件については、平成26年9月3日に大阪市長から「憎悪表現（ヘイトスピーチ）」に対する大阪市としてとるべき方策についての諮問を受け、審議会において集中的に議論するために方策検討部会を設置し、議論を進めています。私も検討部会長として、また中井会長代理には専門委員として参加いただいています。本日は最終答申の前に、中間取りまとめを作成したところであり、審議会においても議論いただけたらと思います。

それでは、この検討部会で検討してきましたヘイトスピーチに対する大阪市としてとるべき方策の中間取りまとめについて、方策検討部会の専門委員でもある中井会長代理から報告をお願いします。

○中井会長代理 それでは、資料3-2に基づき中間取りまとめ、今の議論の状況を報告いたします。1、現状として、大阪市内において、特に繁華街で韓国・朝鮮籍の方々などに対するヘイトスピーチを含む活動が行われています。これまでも大阪市では、府・市長会・町村長会の中で、国に対して法による対応の検討も含め、実効性のある対応を講じるように要望を行ってきたところです。

他方、京都の学校へのヘイトスピーチに関する民事訴訟の上告審において、最高裁が上告棄却を決定し、損害賠償を命じた一、二審判決が確定しました。国際的には国連の自由権規約委員会、人種差別撤廃委員会などから、国に対して、ヘイトスピーチに対する法規制をしなければいけないという勧告がきています。国においても、自民党、公明党が中心になり、超党派の議員連盟を立ち上げてヘイトスピーチ対策の議論に乗り出したところです。

一方で、デモという場での発言となると特定の個人、特定の団体に対してなされたものという認定が非常に難しく、被害者の特定が困難であるということ、さらに憲法が保障する表現の自由との整合性の問題からも、現行の法制度で規制に踏み切るとは非常に困難な状況です。

3、4の経過については、先ほど部会長からも紹介がありましたとおりです。第3回検討部会ではコリアNGOセンター、第4回検討部会では在日特権を許さない市民の会の方々に来ていただき、ヒアリングを実施しました。

これまでの4回の議論の中での論点の整理状況としては、目的としては、何のためにこういう行動をとるか、市民の人権擁護の観点からヘイトスピーチにより被害を受けた市民、または市民の属する集団を擁護していく必要があること。そして、ヘイトスピーチとは何かということを決めなければいけないということで、今の議論の到達点としては、ヘイトスピーチとは人種、民俗に係る特定の属性を有する個人または集団に限定し、意図・目的としては、社会からの排除や権利・自由の制限、または明らかに憎悪もしくは差別を

扇動することを目的とする表現行為と定義します。表現の内容・場所・方法などについては、相当程度の侮蔑、誹謗中傷及び威嚇、脅威を感じさせ、かつ一般聴衆が受動的に発信内容を知りうる状態にあるものと定義を立てています。

措置としては、国の実施する措置との関係においては、国の人権侵害救済の補完的な役割を基本として、大阪市独自の措置としては、大阪市の施設等への利用制限について、現行法制度においては、ヘイトスピーチが行われるまたは行う団体であるということのみを理由に公の施設の利用を制限することは困難であると考えました、認識等の公表については定義に当てはまるヘイトスピーチであると審査機関が認定した事案については、事案の概要、講じた措置を公表し、大阪市の姿勢を示していくとしています。救済的な措置としては、援助のうち、被害者救援のための支援策（訴訟費用支援等）については、社会における差別意識の拡大を抑止するため、ヘイトスピーチに関する司法的な判断を積み重ねるために行われる訴訟について、訴訟費用等を貸与し支援するとしています。措置の対象としては、広がりを見せているところではありますが、大阪市の施策ですので、大阪市内で行われた表現行為を対象とし、訴訟費用支援等の対象者も大阪市内在住者に限るとしています。啓発については、ヘイトスピーチの定義に基づき、行政として実施していくことを議論しています。

ヘイトスピーチに該当するかどうかの審査ですが、ヘイトスピーチによって被害を受けた個人などからの申し立てを受けて審査することを基本としますが、審査機関が職権により調査を行うこともできるとしています。審査機関としては、専門家による審査委員会がヘイトスピーチの該当性や講じる措置を判断するというところで、この審査委員会は市長の附属機関として設置し、調査・審議を行って市長に意見を述べることとしています。構成としては外部の専門家から構成し、審査は当事者双方から意見を聴取し、公平な審査を行うということで客観性を担保したいという所まで議論しています。あと数回、議論を重ね、最終報告と考えています。概要につきましては以上です。

○川崎会長 ありがとうございます。次に、今報告がありました中間取りまとめの詳細につきまして、事務局から説明をお願いします。

○平澤室長 資料3-3に沿い、先ほど中井委員から概要の説明がございました。とりまとめについて、詳細の説明をさせていただきたいと思います。「はじめに」は、ご説明のとおり、この間の経過等を書かせていただいていますので、この点は割愛します。

Iの1、目的としては、基礎的自治体である大阪市がとる方策ということで、目的は市民の擁護であるとし、ヘイトスピーチを行っている者に対する措置よりも、国が運営する人権侵害救済制度を補完しながら、被害を受けた市民等を支援する仕組みづくりを基本とすることが適当としています。

2ページに定義を書いています。四角囲みのところは、概要の説明がございましたが、この考え方について詳細をまとめています。まず、対象者として、人権侵害を受けた市民等の擁護という目的から考えると、対象については人種、民族による差別に限定されると

いうものではないという考え方もありますが、大阪市内でヘイトスピーチが行われているという現実を踏まえ、早急に具体的な方策を講じていくことが求められており、短時間に効率的な検討を行う必要があります。

そこで、対象としては、今回の検討については、人種、民俗に係る特定の属性を有する個人または集団を対象にすると限定します。今後、ほかの人権課題、思想信条、性別、社会的身分等への応用も視野に入れ、引き続き検討を進めていくのが適当であろうということで、議論しています。また、特定の個人に向けられたものだけではなく、一定の集団に属する者全体に向けられたヘイトスピーチについても、名誉毀損などの特定の人の具体的な損害はなかなか認めがたいところではありますが、そこは問わず対象としていくのが適当であるということです。参考として、判例等で集団に対する行為が名誉毀損になったかどうかについて、認められた例、認められていない例を記載していますが、判例も判断は分かれているようにも思います。集団に対しての名誉毀損を認められる事例は難しいのではないかという意見があります。

続きまして、3ページの意図・目的ですが、憲法上保障されている言論・表現の自由との関係を考慮する必要があるということで、単なる批判や非難は対象から外すとし、社会からの排除、権利・自由の制限または明らかに憎悪もしくは差別を扇動する目的を持っているものに限定するのが適当であると議論は進んでいます。

表現の内容、場所、方法ですが、どこまでヘイト性があるか、あるいは相当程度がどの程度までを相当程度というのかという基準を明確に判断することは難しいということで抽象的な表現となっており、個別の事案ごとに判断していくことになるとしています。

表現の場所、方法などについてですが、公共の場所での表現行為と不特定多数の者の閲覧等と、大きく分けて例を挙げています。公共の場所、道路、公園等での表現行為としては、デモ、街宣、ビラの配布、ポスター等の掲出があると思われます。不特定多数の者の閲覧等としては、新聞、雑誌、インターネット、動画サイト、DVD等の記録媒体の配布が考えられます。こういったものの中でも会員のみが参加できる集会など、限定した参加者へ向けた表現行為については、対象外としています。そして、例えば街頭でのデモのような一般の聴衆が受動的に聞いてしまうと、受動的に発信内容を知りうる状態にあるということが判断の基本になると議論をしています。これも個別の事案ごとに判断していくことが必要としています。基本的な考え方として、具体的な例には個別事案ごとの判断が必要ですが、対象になるもの、対象外のもの整理しているのが一番下書いている部分です。例えば、施設内で開催されている集会で、一般の聴衆の方の傍聴も可能ということであれば、対象となり、同じように施設内で開催されている集会でも、限定された参加者のみで一般聴衆の方がいないということだと、対象外となります。これが、基本的な考え方になるかと考えています。

続きまして、ヘイトスピーチへの措置としては、国において法律に基づき人権擁護委員制度があり、人権侵害救済手続の枠組みも確立されています。その上で、地方自治体とし

てどのような方策を講じることができるかと検討していますが、実際に行われた表現行為がヘイトスピーチに該当するかどうかという判断については、中身を確認しなければ判断できないということで、事前にヘイトスピーチであるという認定は難しいとしており、事後的な救済が主とならざるを得ないとの議論が進んでいます。

まず、国が実施する措置との関係ですが、地方自治体としては国の制度の補完的な役割を基本とするのが適当であるというのが基本的な考え方となります。4ページの下に措置の種類として幾つか例を挙げていますが、そのうち、色をつけている表現発信者に対する本市施設の利用制限、認識等の公表、そして援助の中の訴訟費用等の支援の3つについては国で実施していない措置で、今回、大阪市でできないかと検討した措置になっており、それ以外のものについては、国が人権侵害救済手続の中で既に実施をしているものとなっています。考え方としましては、市が独自で実施するものを中心としながらも、国が実施している措置についても補完的な役割として、独自の方策に加えて事案に応じて大阪市も実施していくとしてはどうかと議論しているところです。

5ページですが、独自の措置の中でも規制的な措置として何ができるかと検討をしています。まず、本市施設等の利用制限ということで、こちらにつきましても、概要は中井委員から説明がありましたとおり、なかなか現実には難しいということですが、考え方の整理として、公の施設についてとして整理をしています。本来、住民の福祉を増進する目的を持つ施設としては、正当な理由がない限り利用を拒むことはできず、不当な取り扱いをしてはならないということが地方自治法で決まっており、利用を拒否する場合には正当な理由が求められます。該当する場合としては、相手方が使用料を納付しない場合や、収容可能人員を超過する場合、あるいは他の利用者に重大な迷惑を及ぼす蓋然性が高い場合というのが一般的な見解となっています。大阪市の場合も、こういった条項につきましてもは各施設の条例で規定をしています。

ヘイトスピーチを理由として、施設の利用制限ができるかというところですが集会の目的、集会を主催する団体の性格そのものを理由として使用を許可しないことや、不当に差別的に取り扱うことは許されないという判例が出ており、ヘイトスピーチが行われるあるいは行う団体であるということだけを理由として、利用制限を行うのは非常に難しく、そういった趣旨の条項を設置すること自体も難しいというご意見をいただいています。利用制限が合理的な理由があるということで、認められる場合として、最高裁の判例では、会館の管理上支障が生じるということが主観だけではなく、客観的な事実を照らして具体的に予測される場合であれば特別な事情があるとして利用の制限は可能であるという判例がありますので、個別の事案ごとに状況を勘案して判断していくということになります。参考の判例として泉佐野あるいは上尾市の事件について、参考に掲載しています。

続きまして、規制的な措置として、認識等の公表を検討しています。これは定義に沿い、ヘイトスピーチと認定した事案について、その概要と講じた措置を公表することによって大阪市の姿勢を示すことの効果はあるかということでこれを規制的な措置、独自の措置と

して検討しています。ただ、ヘイトスピーチについて、その概要を公表するということで、逆にヘイトスピーチのことをあまり知らない方に誤った認識を与えることや、差別の拡散につながるというおそれもありますし、実際にヘイトスピーチを行っている団体はインターネット上でデモの動画を流すことで自分たちの宣伝をしていることから、名前を公表しても全く制裁的な効果を持たない場合もあると考えています。そういった状況はありますが、ヘイトスピーチが行われたと認定した事案について公表することで、大阪市が、ヘイトスピーチは人権侵害であり許さないという姿勢を対外的に示し、それを抑止効果につなげることも期待できるとして、内容については差別の拡散につながらないように、留意をしながら措置を公表することを考えています。また、団体の名称については、事案ごとに制裁的な効果が得られると見込まれる場合には弁明の機会を与えた上で公表するというところもありうると考えています。具体的な例として、参考として、例えば何月何日に大阪市役所前で行われた街宣活動において差別を扇動する発言があり、ヘイトスピーチと認定したとして、街宣活動の主催者団体に対して、発言に関する改善勧告を行うとともに、法務局に大阪市の認識を通知した。と、こういった形で公表することで大阪市の姿勢を示すという形で現在議論を進めているところです。

続いて、救済的な措置として、援助の中でも被害者救済のための支援策として、訴訟費用の支援等についても検討を進めています。まず、個人の訴訟を支援するという点についての考え方を整理しています。表現の自由と公共の福祉、市民の人権擁護の憲法上の価値観のぶつかり合いがある場合に、行政が判断するということは現実には非常に困難であり、現行法制度のもとでは、司法に判断を委ねることが有効な手法と考えるということ、訴訟支援という形が可能ではないかと考えています。人種、民族など特定の属性を有する集団に対して向けられるヘイトスピーチについては、具体的な損害の特定が難しいということで、訴訟を起こしても請求棄却される可能性が高いという点もありますが、ヘイトスピーチの定義にもありますように、一般の聴衆が受動的に聞いてしまうということから、それを聞いた方が差別意識を持ってしまうことで、社会における差別意識の拡大を惹起することがあるので、ヘイトスピーチが行われたと認定された場合には、請求棄却されるか否かを問わず、抑止策として行政が講じていくことには、一定の公益上の必要性はあるとして検討しています。

訴訟費用の支援の具体的なやり方としては、消費者訴訟の支援と、他都市の事例の2例あり、個人の訴訟費用を支援するという例がありますが、全て貸与しており、訴訟費用については貸与が適当ではないかという考え方があります。一方で、いずれの例も利用実績が現実にはないことから、貸与では使いづらいという面もあるとして、司法の判断に委ねることのインセンティブの設定も検討する余地があるという意見も出ています。給付となると、住民訴訟のリスクも高まるという意見も出ており、今時点の部会の考え方としては、訴訟費用は貸与を原則として、返還を求めますが、返還免除が認められる例外的な規定を検討しています。例えば、発言内容が、裁判でヘイトスピーチであると認定されるなど、

差別意識の抑止、拡大に資するときには返還を免除する形であれば、住民訴訟のリスクも低減されるのではないかといったこと、また勝訴事案のみでなく、敗訴の場合でもその中身により、返還免除を認めるなどの運用上の課題も議論があり、さらに検討が必要です。また、貸与ではインセンティブとして期待できないのではないか、例外措置があったとしても利用は難しいのではないかというご意見も出ており、見解も分かれているところですが、全国で例のない訴訟費用支援ということで、ヘイトスピーチに対する行政の姿勢を示すという意味での効果はあるのではないかといったご意見も出ています。

訴訟費用の支援以外に、被害を受けていると主張している団体へのヒアリングの際、ほかの費用の支援などもできないかという意見もありましたので、検討していくべきではないかというご意見も出ています。また、貸与であれば、比較的低額な支援であった場合、インセンティブとなるかは難しいのではないかなど、いろんなご意見が出ています。

8ページの上ですが、個人からの訴訟以外にも、個人から申し立てはないが、行政としては放置しがたいようなヘイトスピーチが行われている場合に、地方自治体が原告となつて行為の差し止め等を請求することについても検討を行いました。根拠となる具体的な権利の構成や、被害をどのように具体化するかという点で非常に多くの課題があるとの議論がされました。

措置の対象について、市内で行われた行為を対象にする、属地主義として、市内で行われた表現行為については、市内在住者に限らず、申し立て自体は市外の在住者でも可能にしてはどうかとの議論がありました。ただし、訴訟費用等の支援を受けることができるのは、市内の在住者に限ることが適当であると、議論が進んでいます。

9ページ以降では、該当性の審査として、どのような機関が審査をしていくかですが、個人からの申し立てを受け入れる、ただ、職権による調査もできるとしています。審査機関については専門家による審査委員会において、ヘイトスピーチの該当性や講じる措置等を判断するという形で、合議制の委員会を考えています。設置及び権限としては、市長の附属機関として、市長に意見を述べるという形としています。組織は外部の専門家で構成します。また、審査委員には、被害者だけではなく労働関係の審議会等では労使双方の代表委員が入っているといった例もあることから、ヘイトスピーチにより被害を経験した方を入れるのが望ましいというご意見も出ておりましたが、ヘイトスピーチに関しては両方側の代表を選定することは非常に難しいということで、中立的な立場の専門家による構成が適当ということで、議論が進んでいます。審査については、双方から意見を聴取して、公平な審査をするという形ですが、基本的には書面により行うことで当事者の負担を軽減して調査の協力をいただきたいと考えていますが、実際にはヘイトスピーチを行った側から意見を聞けるかどうか疑問は残ると議論されています。ただ、調査に応じる義務を相手方に課すことは難しいので、当事者からの協力を得られずに判断が下せない場合には、審査が終了することも起こりうるということで議論をしています。このあたりはもう少し、議論を深めていきたいと考えています。

- 川崎会長 それでは、ご質問も含め、ご意見等があればお願いします。
- 金沢委員 ヘイトスピーチの定義をされましたが、この定義をもとにして言えば、これまで、いつから、どのぐらいの件数、これに合致するようなものがあるか、調査はありますか。
- 川崎会長 最近は減少してきているようですが、事務局のほうで把握していますか。
- 梶本市民局理事 第1回方策検討部会の資料2に、大阪市内のヘイトスピーチ等の状況を掲載しています。しかし、これはあくまでデモがあった、街宣活動があった事例だけで、その場で確認したものではありませんが、事例としてはここに書いていますように鶴橋での開催だけでも最低4回ありました。
- 森委員 第4回は18日と22日となっていますが。
- 今井課長 第4回として、1週間近く道路使用許可をとって開催したとのことで、日には違いますが、同じ回としてくくっています。
- 梶本理事 私どもが確認できたのが18日と22日ということになっております。
- 金沢委員 今認識しているものはこの資料に書いてあるものだけということですね
- 梶本理事 それと、今申しあげましたものは鶴橋での開催で、鶴橋以外の開催が93件あります。
- 今井課長 1時間、2時間の街宣の中でどの程度ヘイトスピーチと呼ばれるような発言をしたかというのは、全てを確認しているわけではないので、ヘイトスピーチが行われないうまま終わった街宣もある可能性はあります。
- 川崎会長 直接の街宣以外にも動画サイトでその様子を公開しているので、被害が拡散していると伺っています。ほかにご意見ございませんでしょうか。
- 森委員 宣言的な内容として、ヘイトスピーチの問題点などを論じる箇所があっても良いと思いますが、そういうことについての議論はあったのでしょうか。例えば心を痛めつけられている人がいることから、市長も言われたと思うのでそのことや、歴史的、社会的、あるいは心理的などところでも、こういう被害があるからだめだと言っているのだといった宣言的な部分については議論があったのでしょうか。
- 川崎会長 まだ、具体的には議論していませんが、ヒアリングでは被害者側団体からいろいろお聞きしました。
- 村木委員 デモの中で私の友人の性的マイノリティーの方が、性的指向や政治に関する差別的言動で被害を受けた、汚い言葉を浴びせられたと聞いています。ですので、定義の部分、確かに今大きな問題になっているのは人種、民族にかかわるものと思いますが、例えば、「など」を入れていただいてももう少し広げていくことはできませんか。海外のヘイトスピーチの状況を見ますと、移民にかかわるものや、性的マイノリティーにかかわるものもヘイトスピーチの範囲に入っているかと思います。予防的な措置という点で今回の方策があると思いますので、ぜひもう少し広げていただきたいなとおもいます。
- 川崎会長 ヘイトスピーチ自体はもちろん人種、民族だけにかかわらず、性的指向も含

めいろいろな人権課題についてのヘイトスピーチがありますが、今回は早急に具体的な方策を考えていかなければならないことから、今回は、短期間でまとめることを目標にしています。今後、このほかの分野に関しましても引き続き検討を進めていくということは考えております。

○中井会長代理 定義の中に「など」を含めるといろいろなものが含まれてきて、定義だけを見るのであれば良いと思いますが、具体的措置等につなげていく時には、定義をぼやかしてしまいますと、対象の特定が非常に難しくなると考えました。ですので、今回に限ってこの問題を非常に狭い範囲で特定をして、これをスタートラインとしようと考えています。今後、どのように拡大していくかということについては、拡大の方向で検討していくという第一歩にしていきたいと考えています。

○森委員 定義の中で、2点あります。1つは人種、民族というふうに限定していますが、ここでいう人種は人種差別撤廃条約でいう人種なのか、それとも肌の色なのでしょう。もう一つは、意図・目的のところで、生命、身体への攻撃について、社会からの排除に含まれているとすれば言えなくもないと思いますが、緊急性を重視するのであれば、生命、身体への攻撃という言葉はあっていいのではないのでしょうか。

○中井会長代理 ここで考えている人種とは人種撤廃差別条約に限定しています。生命、身体への攻撃については、刑法上の措置です。

○森委員 いや、扇動するということについてです。

○中井会長代理 扇動の内容に憎悪と差別だけではなくて、生命、身体への行動も含めるということでしょうか。

○森委員 社会からの排除や権利自由の制限を扇動するというふうにつながると思ったので、生命、身体への攻撃を扇動すると思いました。

○中井会長代理 社会からの排除や権利自由の制限は、「目的とする」にかかると考えています。憎悪もしくは差別を扇動。制限の目的、扇動の目的、または、のつなぎ方は、制限と扇動が目的だと考えています。

ですので、後半の憎悪もしくは差別の扇動の中に生命、身体への攻撃を含めるというお考えか、もしくは全てを扇動すると。例えば「出ていけ」という言葉は扇動ではなくて、排除や権利自由の制限を目的としていると考えていました。

○森委員 私が一番印象に残っているヘイトスピーチは、鶴橋で中学生が発言した「大虐殺を実行しますよ」というものですが、それはこれの中のどこに入っているのでしょうかという質問にかえてもいいかもしれません。

○中井会長代理 それは、直接的に「します」ですので、「皆さんでしましょう」ではなくて「します」ので、これはまさに生命、身体への攻撃と、今おっしゃった言葉で申しますと、「権利自由の制限」に入るのではないかと思います。直接的な制限を目的としているものと「みんなで追い出しましょう」は違うものと考え、直接的に彼らが行動をとると言っているものと他を扇動している行為に分けました。

○森委員 制限という言葉でイメージできることと、生命、身体への攻撃とはかなり違うと思えます。でなければ、世界人権宣言も生命の権利を書いていないと思います。あれはユダヤ人に対する、あるいはほかの人に対する第二次大戦中の虐殺に対して、項目として早いところに入っていると思います。

○川崎会長 ご意見を踏まえて、検討したいと思います。

○森委員 3ページの限定した参加者に向けた表現行為は対象外、あるいは一般聴衆が受動的に発信内容を知りうる状態というのは具体的にどうなのかというのは気になるころがありまして、例えば参加費 1,000 円をとった集会を開催するとして、この集会の発言内容が、マイクの音が大きいからほかの人にも聞こえたというのはすぐつながりやすいと思いますが、1,000 円払いましたが、そんな集会だと思っていなかった、入ったらこんなひどい発言があったというのは、どれにあたるのでしょうか。

○川崎会長 1,000 円とかではなくて、会の主旨があるので、誰でも入れるのだったらそれは限定された参加者ではないと思います。

○森委員 限定した参加者というのは何をもって限定したというのがよくわからない。これを理由にすればどんな集会でもできそうな気がします。

例えば集会するとすれば宣伝はしますよね。宣伝するときチラシを配ったとして、チラシを見て来た人だからこれは限定された参加者だということもできると思います。限定されたという言葉の中身を限定することがもう少し要りそうな気がします。

○川崎会長 その点もご意見も踏まえて検討させていただきます。

○森委員 4ページのところでヘイトスピーチへの措置として、人権侵害救済手続の枠組みが国では確立されているという言い方がありますが、もしこれが確立されているなら市長があえてあんなことを言う必要はなかったかもしれないと思います。

○川崎会長 この点も検討いたします。

○森委員 同じ4ページの数行後ですが、事前の規制は現実には困難であるとあり、もしそうだとすると発生してからでは、やられ損ということが結構発生しそうな気がして心配です。それで、事前の規制が現実には困難という中身は何なのでしょう。例えば措置の種類として同じページのやや下に網かけで書いていただいている表現発信者に対する本市施設の利用制限とあるんですけども、これはそういうふうなことを以前に言ったことがある人は利用させないという意味なのでしょう。

○川崎会長 それではやはり表現の自由との関係で問題になると思います。利用制限については先ほど検討しましたように難しく、利用制限はほぼできないであろうと思っています。

○森委員 そうしましたら、ここの4ページの中ほどから下に書いてある措置の種類、規制的な措置と書いてある5項目というのはできないということですか。

○川崎会長 いえ、認識等の公表は先ほどご説明しましたような枠組みでやりたいと思っています。この網かけをしているのは、国が実施していない措置という意味です。その中

で、下のほうの認識等の公表は取り組んでいこうということになっています。

○森委員 確認なのですが、そうしましたらこの文章は説示・勧告、要請、通告、認識の公表はするけれども、表現発信者に対する本市施設の利用制限はしないという趣旨なのでしょうか。

○川崎会長 いろいろな国の実施する措置との関係が書いてあり、次の5ページに公の施設の利用制限は難しいのではないかと趣旨が書いてあります。

○森委員 そうだとしましたら、4ページの措置の種類は「考えられる措置の種類」といったタイトル名にしたほうが誤解を招かなくていいのではないのでしょうか。

○川崎会長 わかりました。その辺も修正を検討させていただきます。

○森委員 5ページですが、平然とスピーチが行われる、または行う団体であることのみを理由に公の施設の利用を制限することは困難というのは、今、法制上でこれが難しいというのは承知しているつもりではあるのですが、一方で、例えば、先ほどの1,000円の集会の延長でいいますと、1,000円の集会をするチラシをまきました、そのチラシの中身が明らかにヘイトスピーチを含もうとしているものかという場合はこれになるのでしょうか。

○川崎会長 朝鮮の食糞文化というタイトルがついている集会だったので、公序良俗に反するという許しなかつたという事例があります。事務局、どちらの例でしたか。

○平澤室長 門真市の例です。個別の事案ごとに判断していくということにはなろうかと思いますが、一般論という形でここでまとめておきまして、行う、行われるというだけではだめですが、例えば公序良俗や、管理上支障があるという今の条項に当てはまると判断できれば事前に利用を制限することは可能かと思えます。

○川崎会長 でも、大体例外的なものなのですね。大体、終わらないとわからないということですか。

○森委員 もしも、終わってみなければわからないということであれば、集会の名前さえ工夫すれば幾らも可能ということですか。

○川崎会長 それはやむを得ないと思えます。

○森委員 私は門真市の判断は結構いい判断だと思っていて、大阪市としては門真市の判断をよしとするのか、あの判断では無理なところがあるとか、こういう点は大阪だったら別な判断の基準になるというものが、もしおありでしたら伺いたい。

○川崎会長 門真市の件は、異議申し立ては期限切れだったのでね。

○今井課長 そうですね。

○平澤室長 実際に異議申し立てがありました、申し立て期限を過ぎていたので、申し立てとしては却下となっています。大阪市では、具体的に中身を見ないと、門真市の例も新聞等の報道で見ているレベルですので判断するのは難しいのですが、そのあたり実際の具体的な事例を踏まえては検討させていただこうと思えます。

○川崎会長 門真市の事例も期限切れですので、司法判断になった場合はどうだったのかというのは、ちょっと門真市の判断が正しいということになったかどうかはわからないと

思います。

○**森委員** 裁判がなければ、裁判所の判断を仰げないのはそのとおりだと思いますが、行政が判断するときには裁判してから判断することにはならないと思います。門真市でも裁判がされるまで待つてどうこうしたわけではなくて、その場で行動をしたわけですね。行政が市民の生命、身体、財産などを守るとしたら、機敏な行動が必要だと思います。それでだめな場合に裁判という制度があるのであって、それ以前に判断できるのかを問われていると思うので、大阪市として門真市の判断についてはどう考えるのかということをご丁寧に調査をして、お答えいただきたい。

○**川崎会長** 私も結論部分しか知りませんので、それが調査できるかどうか踏まえて検討させていただきます。

○**梶本理事** 4ページの、国においては法律に基づく人権擁護委員制度があり、枠組みは確立しているというところを補完して説明をさせていただきます。第1回方策検討部会の資料6-2をごらんください。人権擁護委員法に基づいて、各地域に人権擁護委員の方がおられ、相談救済制度が制度として確立していますとあります。また、調査救済制度の人権相談から問題解決への流れの中で、被害の申告から相談、最終的に問題であれば救済措置という形で援助から調整、説示・勧告と措置を講ずるとなっていますが、大阪法務局の見解としては、いわゆる特定の侵害や特定の個人の侵害でなければ、救済制度にはなじまないということが実態であり、そういった面では、制度としては確立していますが、実態としては対応が難しいという言い方がより正しいかと思います。ですので、大阪市としては補完的な役割としてとるべき対策はないかという形で、審議会にお諮りしているという次第です。

○**川崎会長** 今、事務局の説明があったように枠組みが確立されていると思います。文章的にはそうかもしれませんが。私も先生の質問で念頭にあったのは、国内人権機関という制度としてまだ確立されていないという認識を私も持っています。

○**森委員** 第1回方策検討部会の資料5として、国連の各種委員会が日本政府に対して勧告をした中身が紹介されていますが、この中では繰り返し国内人権機関を確立しなさいとか、不十分ですとあります。なので、この国連の言い分を理解した上で書くとすれば、これは国連に対する挑戦だと私には思えます。ヘイトスピーチについて議論をしている文脈で確立していると書くとすれば、それはずれていると私は思います。

さらに言うと、私が思うのはせっかく大阪市が取り組むのだったら、国に対して提言することもこの議論の中に入っていいのではないのでしょうか。

○**川崎会長** 国に対しての要望はされているのでしたよね。

○**梶本理事** 大阪市だけではなくて、昨年度から大阪府と大阪府市長会、大阪府町村長会で、ヘイトスピーチに関する実効性のある制度の確立の要望はしています。ただ、現実的にはいわゆる啓発活動が中心で、法制度の変更には至っていません。ただ、国の方でも11月ごろから重点的な啓発活動を、例えば五大紙に外国人差別をなくそうと掲載したり、

大阪でもシンポジウムを開催していただいたり、重点的に外国人問題についての啓発活動をやっていただいています。

○森委員 この文章のどこかに記載してはどうでしょうか

○川崎会長 検討させていただきます。

○村木委員 第1回方策検討部会の資料5に国連から勧告でもLGBTに関して認識されているのであれば、なぜこれをあえて外したのかというのが私はやはり気になるというところです。メディアで取り上げられるのは、やはり外国人に関するヘイトスピーチが行われたという報道が多いのですが、その中ではやはりLGBTに関しても行われているという認識を持っています。あえてこれを外さなくてもと思うのですが、いかがでしょうか。

○川崎会長 そういうヘイトスピーチもあるのだということを私自身は初めて聞きました。特定の人種・民族に対するのヘイトスピーチは耳にしているところなので、性的指向についてのヘイトスピーチについて、中井委員で補足していただけますか。

○中井会長代理 これは政府が出した報告書に対して、国連のほうから事前に質問表という形で出てきた問いに対して、政府が書面で答えを出した部分でして、自由権規約委員会でさまざまな人権、まさに差別事由もそれを禁止するという幅の広い自由権規約の枠の中でこういう差別宣伝とかプロパガンダが行われているという議論で出てきた質問であり、答えなんです。これは特定の人種差別撤廃条約に基づく報告書ではなくて、自由権規約という幅の広いものですので、こういうまとめ方をされていますので、必ずしもこの分野に関して日本がまとめた形で即対応しなさいということではないかと思えます。ほかにもいろいろあるけれどもということ、これは特に市民社会からのインプットによって国連の側が対応をとりますので、たくさんこういう問題があるということ、日本の社会から、市民から情報が行ったのだと思えます。ですので、この大阪で今とるべきことということで議論を始めたところが人種、民族というところでした。今後、必ず考えていかないといけないとは思いますが、今これを入れだすと、ほかにこれはどうかということも出てきますので、まずこれを第一歩として、歩き出させていただきたいということです。

○村木委員 緊急性が高いのは非常によく理解できます。ただ、将来的にどういった範囲を含めるかということについては、継続的に調査をしていただきたいと思えます。

○森委員 今の発言ともかかわるのですが、私は動画サイトの中で、障がいのある人や奈良の水平社博物館の前で行われた同和問題に関するヘイトスピーチをみています。私自身は、LGBT絡みのヘイトスピーチを動画サイトでは見ていませんが、議論の過程ではそういった動画をどれぐらい把握、収集されましたか。

○川崎会長 同和問題に関する分については報告を受けてはおりますが、それ以外については私自身は把握していません。

○中井会長代理 障がいのある人については法律もできましたので、対策としてはとりやすい部分ではありますし、それから部落の問題、特に地域性もあって大事な問題であることも、それから性的指向に基づくヘイトスピーチがふえてきていることも十分認識してい

ますが、この部会がなぜ立ち上がって、なぜ今回の検討することになったのかという事の起りは橋下市長の諮問ですので、今回は人種、民族に限定しています。ただ、本当にいい機会だと思っていて頑張っているところですので、まず一步が出せれば次に続けやすいかなと考えていますので、またお知恵をお貸してください。

○川崎会長 ほかのヘイトスピーチもあるということは認識していますが、京都の朝鮮学校の事件のように大きな事件が起こり、特に鶴橋での中学生の発言のような特にひどい事例に緊急に対応したいということで、この検討部会が立ち上がっていますので、ご理解いただきたいと思います。

○金沢委員 やはり緊急性を重視するということであれば、実効性のあるものにしていかないと何の意味もないと思います。やはりこれを契機にして、ほかの部分までしっかりとやると、そういう方向だけはきちっとしていかないといけないと思います。

○川崎会長 本当に実効性あるというものは、法律をつくっていかないと難しいと思いますが、今の範囲でできることということで検討していきたいと思っています。

○森委員 例えば、人種差別撤廃条約に定める人種という概念であれば、世系という言葉が入っていて、その中には部落問題も含むというふうに国連的には捉えています。残念ながら日本政府はそのような立場に立っていません。しかし、少なくとも人種差別撤廃条約について、大阪市としてはこういう解釈をして、だから部落問題もこの中では取り上げるとするのは不可能ではないと思っています。

もう一つは、大阪市や大阪市教育委員会が従来からとってきた施策の中には、これにつながるようなことがたくさんあると私は認識しています。セクハラも、例えばどこかの部長とか課長がヌードポスターを職場に張ったら、これは明らかに即アウトだと思います。別にこれは誰か特定の個人を対象にしたわけではないですが、職場にいる主として女性たちにとって非常に苦痛を与えるということで問題になるのですよね。同じ論理でいえば、その延長線上でいろんなことが可能になるんじゃないかと思っています。あるいは落書きなどについても、従来からいろいろ取り組んでおられると思います。そういった、従来からのセクハラとか部落差別とか在日外国人への取組みについては、議論の過程でどれぐらい検討されたんでしょう。

○川崎会長 セクハラにつきまして、男女雇用機会均等法で決められていますので、やはり法律で決めるということが私は一番大事だと思います。

○森委員 いや、大阪市が取り組んできた事柄については、議論をどうされたのでしょうかという質問です。

○川崎会長 そこまで大阪市の取組みを知っているわけではないのでわかりません。事務局でお答えできますか。

○梶本理事 取組みの詳細について、私、内容をよく承知していませんので、この場ではお答えできません

○杉村委員 話を聞いていまして、森委員がおっしゃっていることというのはよく胸に刺

さります。それは結局何かというと、表現の自由と人権の擁護、これが激突してるのだと思います。ただ確かに実効性がない、国もそうですし、本市としても行政というのはそうだったのですが、今回の本当の端緒は人種、民族だと僕は認識しています。だからそれ以外のものは、今回はなしというのが1つ。そこから端を発して、拡大していくというのはもちろんですが、行政から考えたら、特定多数・少数、不特定多数・少数でいくと、不特定多数にそれが扇動されているのであれば、絶対だめだと思います。ただ基本的には量ですが、時には質というものもありますので、人数が少なくても、その人にとって重大な致命傷になりうるようなことだったらそれは守ってあげないといけないと思います。今回の本当の趣旨目的というのは、行政というのは基本的に面倒臭いことはしないんですよ、国も。こういう立てつけがありますよ、最終、法律の判断になるので司法にというのですが、あの市長の発言を受けてこれは私見ですが、ここの有識者や皆さん、著明な方たちが集まって、一步踏み込んで行政、大阪市としてそういった実効的な措置を講じることを考える。例えば施設に関しても警察と必ず連携して、マークされているような団体であればその資料の提示を求めるなどの対策をすればと思います。必ず向こうは裁判をおこしてきますが、裁判をしながら、最高裁まで行ってでも、個別の判例を積み上げていって、大阪市の気概を見せるという姿勢を示すかどうかということをもとめ上げるのが重要と思っています。もう一步踏み込めるかどうかだと思います。実効的に社会通念として。ここにいる高名な方々が今まで考えてきて、行政というのはこうだと思います。これを動かすか、一步踏み込むかどうかのところに大阪市としてどうあるべきなのかということを考えて、やっぱりもうちょっと落とし込んでいきたい。いきなりそこまで行けないのであれば今回はこうですと、それも答えだと思います。

○森委員 気持ちを受けとめていただいてありがとうございます。ただ1点だけ、大阪市はこれまで結構やっているとは私は思っています。

○川崎会長 ヘイトスピーチも大阪は鶴橋、東京は新大久保で実行されていて、東京都は何もしない、啓発しなさいという中、大阪市は何かしようということなので。ただ、訴訟費用を給付すると住民訴訟のリスクもありますし、施設の利用制限については表現の自由との関係で、いろんな判決で自治体は負けたりしていますので、いろいろなことを考えながら検討すると、こういう結論になってきているということですので、やはり根本の解決は法律をつくっていただかないといけないと思っています。本日はたくさんのご意見をいただきましたので、部会にて検討していきたいと思っています。ありがとうございます。

では、時間が押しておりますので、次第に従い、議事を進めてまいります。本日の議題3「大阪市人権行政推進計画に基づく取組みについて」、議題4「その他人権施策に係る取組みについて」、事務局から順次報告をお願いしたいと思います。

○馬場人権企画課長 それでは資料4「大阪市人権行政推進計画～人権ナビゲーション～」に基づく取組みの進捗状況を説明を申しあげます。

まず、簡単に策定の経緯を触れさせていただきます。「大阪市人権行政推進計画～人権ナ

ビゲーション～」につきましては、平成 19 年 12 月の本審議会からの今後の人権行政のあり方について、答申に指示されました 5 つの基本的な方向に基づき、市民の人権が尊重されるまちになったと実感できる、住んでよかったと誇りを持って語れる大阪を目指してということで、平成 21 年 2 月に策定したところです。計画の目的の実現に向けての具体的な取組みということで、4 つの柱立てをしています。「人権の視点！100！」、「人権が尊重されるまち」指標、「人権教育・啓発」、「人権相談・救済」、この 4 つの柱ごとに目的の実現に向けた具体的な取組みにつきましてご説明申し上げます。

まず「人権の視点！100！」では、6 つの視点を示しています。「伝える」、「聴く・知る」、「備える」、「支える」、「つながる」、「務める」です。この具体例を提示して、平成 22 年度以降、毎年度実行プログラムを策定し、その評価を各局、室、区役所のほうで実施をしています。新年度の実行プログラムを策定する際には、前年のプログラムの最終結果に基づく改善や拡充も行っています。昨年、此花区役所では庁舎 1 階の総合案内の窓口をまず玄関近くに移動庁舎各所に案内板の増設、車椅子や妊娠中の区民の方の利用が多い 1 階のフロアに多目的トイレを設置、自動販売機のバリアフリー化をする取組みを行っています。これは 6 つの視点から言いますと、「伝える」、「備える」、「支える」と、そういう観点での取組みであるというように各部署で取組みを進めています。

続きまして、「人権が尊重されるまち」指標です。大阪市が人権が尊重されるまちに近づいていると市民の方に明示して、市民の方が実感を得ることができる指標として、市民の参加・参画によって設定をしています。プロセスとしては平成 22 年度に指標の素案をパブリックコメントという形で意見をお伺いし、23 年度に具体的に指標の策定行為を行ってきました。平成 24 年度には、市政モニターの調査結果、それから各部署の計画等を反映させた改訂版を策定、公表しています。

次に「人権教育・啓発」ですが、効果的な人権教育・啓発の推進、それから地域における人権教育・啓発の推進等を実施しています。これも平成 22 年度に大阪市人権啓発・相談センターを西区の阿波座に開設して、多様な人権課題に対応する総合的な拠点としての広報的な啓発を推進しています。また、平成 23 年度以降、その内容についての効果検証を行いつつ、参加・参画型の事業、地域の実情に合った啓発事業を展開しています。

「人権相談・救済」としては、人権相談を通じた人権侵害の早期発見や、相談機能の充実・強化と人権侵害の拡大防止に取り組んでいます。平成 22 年度に開設した人権啓発・相談センターにおいて、専門の相談員を配置し、人権侵害に対する救済につながるよう弁護士会等との相談、専門機関との連携も行っています。また、平成 23 年度以降の取組みとしましては、相談業務の体制のあり方の検討も不断に行いつつ、専門相談機関との連携強化、また、アンケート調査結果の分析等による効果的な相談事業の実施に努めています。資料 4 進捗状況の説明は以上です。

続きまして、資料 5-1 をごらんください。平成 26 年度の市政モニターアンケート調査「人権行政について」の報告書の概要を説明します。

調査の概要ですが、市政モニターの798名の方を対象にアンケート調査を実施しました。この調査に当たっては第28回審議会の中でもいただいたご意見を反映した内容になっています。実施期間は、本年8月1日から12日間で、回答方式は本市のオンラインのアンケートシステムを活用しました。632人の方から回答があり、回答率は79.2%です。男性から287名、女性から345名の回答を頂戴しました。

調査の目的ですが、本市の「人権行政推進計画～人権ナビゲーション～」に基づき、大阪市がどれだけ人権が尊重されるまちに近づいているかということをも市民の方に実感をしていただくため、施策・事業についての進捗状況や達成目標を示した「人権が尊重されるまち」指標を策定している中でして、その指標の中で、人権行政について各課題において市民の意識を把握して、基本資料として掲載をしています。この調査については、平成24年度から2年に一度、各年に実施することとしています。これは、別途5年に一度実施しております人権問題に関する市民意識調査の補完的な調査として、実施しています。

今回は、先ほど平成22年に開設をした大阪市人権啓発・相談センターの取組みについて、3年余り経過したことから、より一層の人権相談の充実に向けた検討の参考とするため、人権相談事業についての調査を行いました。

調査結果の概要ですが、人権について関心がありますかという設問で、関心がある、少し関心があるという回答が80.5%、前回調査では80.7%でしたので、ほぼ同様の傾向になっています。問2、大阪市は市民一人ひとりの人権が尊重されるまちであると思いませんかという質問に対しまして、そう思う、どちらかといえばそう思うという方が62%、22年が44.0%、それから前回の24年度が56.6%ということで、調査実施年度ごとに増加します。

続いて、問3、大阪市は男性・女性がともに仕事や家事、地域での活動に参加し、その個性と能力を十分に発揮できるまちであると思いませんかという質問に対しましては、そう思う、どちらかといえばそう思うという方が53.6%、24年度は51.7%で、1.9ポイントの増加。配偶者、パートナーからの暴力、DVの相談が受けられ、安心して暮らせるまちかについては50.3%、前回は47.5%なので2.8ポイントの増加となっています。

続いて、こどもの設問ですけれども、子どもがおおの個性を發揮して、夢や目標に向かっていきいきと暮らせるまちだと思いませんか、52.4%、2年前が42.4%ということで、ちょうど10.0ポイントの大幅な増加になっています。子育て家庭については今回43.4%、前回は38.9%なので4.5ポイントの増加です。

次が、問16ですが、侵害を受けた、または受けたと思ったときにどうしますかでは、誰かに相談するという方が70.3%、以下、抗議を行う14.2%となっています。誰かに相談するとお答えになった方は具体的にどなたにご相談されるのかという設問が次の問17になっていますが、一番多いのが家族、親戚、続いて、区役所の人権相談窓口が54.7%、それから友人、知人が46.6%。人権啓発・相談センターが35.8%となっています。

問20 人権の侵害に対する相談や救済に最も必要と考えるということについては、適切な相談機関・窓口を広く周知することが37.5%、人権侵害事象を事例とした具体的な啓発活

動を充実することが 16.8%でした。

今回は、概要という形で抜粋させていただきました。詳しい内容につきましては、冊子をご参照お願いいたします。

また、この調査結果をこれからの人権行政の活用にしていきたいと考えており、人権尊重されるまち指標にも市民意識を数値化したものを掲げて、市民の皆さんに示していき、「人権が尊重されるまち」指標平成 26 年度版として公表してまいりたいと考えていますので、ご意見を賜りますようよろしくお願いいたします。

続いて、資料 6 の 3 の運用ですが、今後のスケジュールとして、年明け 2 月の第 30 回審議会において平成 26 年度の指標につきましてご審議を賜りたいと考えていますので、よろしくお願いいたします。

○藪中人権啓発・相談センター所長 資料 7 をごらんください。平成 22 年 10 月、西区阿波座に本市の総合的な人権施策の推進の拠点施設として、人権啓発・相談センターを開設し、人権啓発並びに人権相談事業を実施しています。人権相談については市民の人権侵害救済に有効に機能するため、平日は 21 時まで、土日祝日も 9 時から 17 時半まで開設をしています。

人権啓発事業ですが、地域密着型事業としては、日頃各区役所と連携して人権啓発活動を担っておられる人権啓発推進委員が市内に 880 名おられますので、この推進員を対象にした研修事業を実施しています。啓発広報事業としては、人権啓発情報誌「KOKORO ねっと」を年 4 回発行しています。また、人権にかかわる資料、DVD 等啓発ソフトを市民地域団体、企業、学校等に貸し出しを行っています。参加・参画型事業としては、人権に関するポスターデザイン、キャッチコピーの募集事業、大阪法務局や人権擁護委員と共同した J リーグセレッソ大阪との連携事業市内の小学校に花の球根を配付し、命と接する機会づくりを提供する人権の花運動などの事業を実施しています。また、人権に関心が低いと言われる若者をターゲットにした参加・参画型事業を募集し、現在準備中です。また、市内企業、事業者を対象にした研修支援事業を行っています。

今日お配りしている小さな赤いチラシは、当センターの市民用のリーフレットです。

また、12 月 1 日発行の「KOKORO ねっと」もお配りしておりますが、今号では、元阪神タイガースの矢野燿大さんにインタビューを行い、矢野さんご自身も筋ジストロフィー患者の支援をやっておられる経験をお持ちですので、ご紹介させていただきました。今回の特集は 11 月 25 日から 12 月 1 日の間は犯罪被害者週間であり、犯罪被害者をテーマにしております。

○柿木共生社会づくり支援担当課長 資料 8 の説明をさせていただきます。大阪市同和問題に関する有識者会議については、平成 13 年度末の同和対策の特別措置法の失効以降、一般施策を活用して取組みをしているところですが、1、趣旨にありますように、インターネット上において同和問題に関する偏見や差別をあおるような書き込みなど問題が発生しています。そういう同和問題の現代的

な課題の解決に向け、専門的な学識経験者や、同和問題に精通されている方々から広くご意見をお聞きする場として、平成25年1月より大阪市同和問題に関する有識者会議を開催しています。委員構成は同和問題に識見を有する方6名、同和問題に精通する方4名の10名の方々です。期間については、おおむね2年としています。今後のスケジュールですが、第4回目の有識者会議を平成27年3月ごろに開催したいと思っています。また、有識者会議でいただいたご意見については、随時この人権施策推進審議会に報告してまいりたいと考えていますので、よろしくお願いします。

○川崎会長 ただいまご報告のあった議題3と議題4について、ご質問をお願いします。

○森委員 市政モニター調査について質問があります。1つ目はこの調査はどれぐらい費用がかかっているのか。2点目は、例えば報告書の6ページ、8ページに過去の調査との比較がありますが、平成22年度に行われた市民意識調査と市政モニターの調査を並べて書いてあり、これを経年変化であるというふうに説明されていますが、私の認識ではこれは対象者の違いだと思しますので、大阪市民が22年度から24年度、こんなふうに変ったということを示すものではないと思っています。ですので、並べて書くと両方とも説得力が失われるという気がします。

もう一つは、調査項目をみると、LGBTの項目が全然ないのはなぜなのでしょう。これに関してですが、室の名前がダイバーシティ推進室となっていますが、ダイバーシティ推進室と聞いたら、大阪市も幅広く、LGBTなどの課題に取り組むようになるのだと思いましたが、そうであれば、何故LGBTの項目がないのだろうと思いました。また、ダイバーシティ推進室の「ダイバーシティ」の中身は何なのでしょう。

○馬場課長 予算のご質問について、この調査は市政モニターの方にアンケートをお願いし実施しており、市民局からの予算執行はございません。

○梶本理事 5年に一度、市民意識調査を、大阪府全域を対象に実施しています。前回は平成22年度でしたので、平成27年度に大阪市内を含む大阪府民全域の調査を実施します。今回はこの調査の補完的な調査という形で市政モニター調査実施しています。

○馬場課長 人権の課題は近年多様化していますので、今回の調査も人権、男女、それからこどもの課題をご紹介しましたが、今後は国でも人権課題としてLGBTの課題が上がっていますので、そういうところも含めた調査を考えていきたいと考えています。

○川崎会長 では、時間が過ぎていきますので、本日の議題は以上です。それでは、事務局にお返しします。

○中井係長 大変活発なご議論をいただきまして、ありがとうございました。次回の審議会につきましては来年27年2月ごろの開催を予定しています。追って委員の皆様様に日程調整をさせていただきますのでよろしくお願いしたいと思います。それでは以上をもちまして、審議会を終了させていただきます。本日はありがとうございました。